

## 8.1 舞鶴市水道事業給水条例



# 舞鶴市水道事業給水条例

## ○舞鶴市水道事業給水条例

平成10年3月31日

条例第8号

改正 平成10年12月28日条例第27号  
平成12年3月30日条例第3号  
平成12年12月28日条例第38号  
平成13年12月27日条例第24号  
平成14年12月27日条例第31号  
平成16年6月28日条例第23号  
平成17年10月7日条例第29号  
平成18年3月30日条例第7号  
平成18年9月29日条例第27号  
平成20年3月31日条例第15号  
平成20年12月25日条例第36号  
平成21年3月30日条例第13号  
平成21年6月30日条例第18号  
平成22年12月28日条例第31号  
平成26年3月28日条例第13号  
平成27年3月30日条例第5号  
平成28年3月29日条例第33号

舞鶴市水道事業給水条例(昭和35年条例第3号)の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第11条)
- 第3章 給水(第12条—第21条)
- 第4章 料金等(第22条—第31条)
- 第5章 給水装置の管理等(第32条—第35条)
- 第6章 貯水槽水道の管理等(第36条・第37条)
- 第7章 雑則(第38条)
- 第8章 罰則(第39条・第40条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、舞鶴市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水等の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(平14条例31・一部改正)

##### (給水区域)

第2条 舞鶴市水道事業の給水区域は、別表第1のとおりとする。ただし、地勢その他の事由により舞鶴市水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が給水することが困難と認める場合は、給水しないことができる。

(平27条例5・一部改正)

## 舞鶴市水道事業給水条例

(定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1事業所で専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(平17条例29・一部改正)

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(平12条例38・一部改正)

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、当該工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 運搬費
- (4) 労力費

## 舞鶴市水道事業給水条例

- (5) 道路復旧費
  - (6) 工事監督費
  - (7) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
  - 3 前2項に規定する費用のほか工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

### (工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した工事費の概算額を管理者の指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の納期限を20日以上経過しても、なお、納付しないときは、その申込みを取り消したものとみなす。
- 3 給水装置の工事が完了したときは、予納した工事費は精算し、過不足があるときは、還付又は追徴する。ただし、過不足が100円未満であるときは、還付又は追徴しない。

### (給水装置の変更の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

## 第3章 給水

### (給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限若しくは停止又は断水若しくは漏水のため損害を生ずることがあっても管理者はその責めを負わない。

### (給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

第14条及び第15条 削除

### (平26条例13)

### (メーターの設置)

第16条 使用水量は、管理者のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 管理者が必要と認めるときは、1個のメーターで2以上の専用給水装置の水量を計量することができる。
- 3 メーターは専用給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

### (平17条例29・平28条例33・一部改正)

### (メーターの貸与)

第17条 メーターは管理者が設置して、水道の利用者又は給水装置の所有者(以下

## 舞鶴市水道事業給水条例

- 「所有者」という。) (以下これらの者を「水道使用者等」という。)に保管させる。
- 2 前項の保管者は、善良な注意をもってメーターを管理しなければならない。
  - 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったため、メーターを亡失又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(平26条例13・平28条例33・一部改正)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
  - (2) 用途を変更するとき。
  - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
    - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
    - (2) 所有者に変更があったとき。
    - (3) 消防用として水道を使用したとき。

(平26条例13・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほかは使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者が指定する職員の立会いを要し、かつ、1回の使用時間は10分を超えることができない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第20条 水道使用者等は、善良な注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から検査の請求があったときは、管理者がこれを行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

## 第4章 料金等

(料金の支払義務)

第22条 水道の利用者は、水道料金(以下「料金」という。)を第24条第1号又は第2号の区分に従い、毎月又は隔月に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、給水の廃止若しくは停止又は専用給水装置の一時使用若しくは私設消火栓の使用に係る料金は、その都度納付しなければならない。

(平17条例29・平26条例13・平28条例33・一部改正)

(料金)

第23条 料金は、別表第2の基本料金及び従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

## 舞鶴市水道事業給水条例

(平17条例29・全改、平28条例33・一部改正)

(個別需給給水契約)

第23条の2 管理者は、水の供給量に余裕がある場合は、1月当たりの使用水量が2万立方メートルを超えて使用する使用者と、当該使用者の申込みにより、使用する基準となる水量(以下「基準水量」という。)を定めて、個別に給水契約(以下「個別需給給水契約」という。)を締結することができる。

- 2 管理者は、渇水等の理由により必要と認めるときは、個別需給給水契約を締結した者に対し、期間を定めて使用水量の減量を求めるものとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、個別受給給水契約を締結した者に対する料金は、1月の使用水量に応じ、別表第2の基本料金及び従量料金(基準水量を超える水量に係る1立方メートル当たりの従量料金は、64円)の合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 個別需給給水契約について必要な事項は、管理者が別に定める。

(平17条例29・追加、平26条例13・平28条例33・一部改正)

(料金の算定)

第24条 料金は、次のとおり算定する。

- (1) 毎月検針扱いの料金は、毎月定例日にメーターの検針を行い、検針の日の属する月分として算定する。
- (2) 隔月検針扱いの料金は、2月に1回定例日にメーターの検針を行い、その使用水量は、各月ごとに均等とみなして算定する。
- (3) 管理者は、必要と認めるときは、前2号に定める定例日を変更することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途において水道の使用を開始し、又は給水を廃止若しくは停止した場合の基本料金及び従量料金の算定は、次の表のとおりとする。

使用日数	基本料金	従量料金
16日以上	別表第2の当該基本料金	使用水量が別表第2の当該使用水量を超えた場合の超過水量に係る同表の従量料金
15日以下	別表第2の当該基本料金の2分の1	使用水量が別表第2の当該使用水量の2分の1を超えた場合の超過水量に係る同表の従量料金

- 2 月の中途において口径又は用途を変更した場合は、使用日数の多い口径又は用途により料金を算定するものとする。ただし、使用日数が同じときは、変更後の口径又は用途によるものとする。
- 3 2戸以上の住居専用共同住宅において、当該住宅に居住する者が1の給水装置により水の供給を受ける場合における当該装置に係る1月の料金の額については、使用者の申請により家事用の用途とみなすことができる。この場合の適用基準については、別に管理者が定めるものとする。

(平17条例29・一部改正)

## 舞鶴市水道事業給水条例

(使用水量の認定等)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

2 第16条第2項の給水装置による使用水量は、各戸又は各事業所ごとに均等とする。  
(平17条例29・一部改正)

(加入金)

第27条 給水装置を新設し、又は給水管の呼び径を増径しようとする者(給水管の呼び径を20ミリメートルを増径しようとする者を除く。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の加入金を納付しなければならない。

- (1) 給水装置を新設するとき 別表第3給水管の呼び径の欄に掲げる区分に応じ、同表金額(1件につき)の欄に定める額
- (2) 給水管の呼び径を増径するとき 増径後の給水管の呼び径に応じ前号の規定を適用して得た額から、増径前の給水管の呼び径に応じ同号の規定を適用して得た額を控除して得た額

2 加入金は、給水装置の新設又は給水管の呼び径の増径に係る設計審査後において管理者が指定する期日までに納付しなければならない。

3 前項の指定する期日までに加入金の納付がなかった場合は、給水装置の新設又は改造に係る申込みはなかったものとみなす。

(平26条例13・一部改正)

(工事負担金)

第28条 管理者は、住宅団地の造成その他の管理者が指定する行為に関する申込みがある場合には、当該申込みに応ずるために必要な配水施設工事に要する経費の全部又は一部を工事負担金として、その原因者から徴収する。

2 管理者は、将来の給水に応ずるため先行して配水施設の設置をした場合には、完成後の当該施設から給水を受けるための申込者から、当該施設の設置に要した費用に基づき算定した額を工事負担金として徴収することができる。

3 前2項の工事負担金の算定方法、適用対象その他必要な事項は、管理者が別に定める。

4 工事負担金は、前納しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平20条例15・全改)

(手数料)

第29条 手数料は、別表第4のとおりとし、同表に掲げる種類に応じて申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認められた申込者からは、申込後徴収することができる。

第30条 削除

(平21条例13)



## 舞鶴市水道事業給水条例

(料金、手数料等の減免等)

第31条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

### 第5章 給水装置の管理等

(平14条例31・改称)

(給水装置の検査等)

第32条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の検査及び措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(平12条例38・平17条例29・一部改正)

(給水の停止)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由なく第24条の使用水量の計量又は第32条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

### 第6章 貯水槽水道の管理等

(平14条例31・追加)

(管理者の責務)

第36条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を

## 舞鶴市水道事業給水条例

行うものとする。

(平14条例31・追加)

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、その貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平14条例31・追加)

### 第7章 雑則

(平14条例31・章名追加)

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平14条例31・旧第36条繰下)

### 第8章 罰則

(平14条例31・旧第6章繰下)

(過料)

第39条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕又は撤去した者
- (2) 正当な理由なく第16条第3項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第32条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(平12条例3・一部改正、平14条例31・旧第37条繰下・一部改正)

(料金等を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例3・一部改正、平14条例31・旧第38条繰下・一部改正)

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、改正前の舞鶴市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第11条第3項の規定により公認する給水工事業者(以下「公認業者」という。)については、施行日から90日間(次項の規定による届出があったときは、その届出があった時までの間)は、改正後の舞鶴市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第7条第1項の規定により指定を受けた給水装置工事事業者とみなす。

3 公認業者が施行日から90日以内に、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合

## 舞鶴市水道事業給水条例

理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の届出に関する省令(平成9年厚生省令第60号)第1項に定める事項を管理者に届け出たときは、新条例第7条第1項の規定により指定を受けた給水装置工事事業者とみなす。

- 4 施行日前に旧条例の規定によってした申込、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に伴う必要な経過措置は、別に定める。

(水道料金の特例)

- 6 舞鶴市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成17年条例第29号)による改正前の舞鶴市水道事業給水条例第23条第2項の適用を受けていた者で平成18年4月1日以後も引き続き同項の規定に該当するものの平成22年4月分までの水道料金は、第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額の2分の1に相当する額とする。

(平21条例18・追加)

附 則(平成10年12月28日条例第27号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年規則第1号で平成11年4月1日から施行)

附 則(平成12年3月30日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月28日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月27日条例第31号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月7日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市水道事業給水条例(以下「改正後の条例」という。)第23条、第23条の2、第25条及び別表第2の規定による水道料金は、平成18年5月1日以後の検針に係る平成18年5月分の水道料金から適用する。

- 3 この条例による改正前の舞鶴市水道事業給水条例第23条第2項の適用を受けていた者で平成18年4月1日以後も引き続き同項の規定に該当するものの水道料金は、平成18年5月分から平成21年4月分までの水道料金に限り、改正後の条例により算定した額の2分の1に相当する額とする。

## 舞鶴市水道事業給水条例

附 則(平成18年3月30日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(舞鶴市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 2 舞鶴市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(舞鶴市簡易水道事業設置条例の一部改正)

- 3 舞鶴市簡易水道事業設置条例(平成10年条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成20年12月25日条例第36号)

この条例は、公布の日又は舞鶴都市計画事業東舞鶴駅周辺地区土地区画整理事業の換地処分完了届に係る京都府知事公告の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にその額が確定している改正前の舞鶴市水道事業給水条例に規定する料金その他の歳入については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年5月分の水道料金から適用する。

附 則(平成22年12月28日条例第31号)

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に水道料金(以下「料金」という。)の支払を受ける権利が確定するものに係る当該料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した額に係る部分に対応す

## 舞鶴市水道事業給水条例

る部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成27年3月30日条例第5号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第33号)  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している専用給水装置の使用に係る施行日以後最初のメーターの検針により算定する料金は、この条例による改正後の舞鶴市水道事業給水条例第23条、第23条の2及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

(平18条例27・全改、平20条例15・平20条例36・平22条例31・一部改正)

給水区域

桃山町、竜宮町、愛宕上町、愛宕下町、愛宕中町、愛宕浜町、矢之助町、溝尻町、溝尻中町、南浜町、北浜町、浜町、七条中町、森町、森本町、倉梯町、倉梯中町、丸山町、丸山口町、丸山中町、丸山西町、行永東町、行永桜通り、金屋町、八反田北町、八反田南町、亀岩町、京月町、京月東町、常新町、田中町、鹿原西町、安岡町、田園町一丁目、田園町二丁目、朝来西町、白屋町、中田町、字南田辺、字北田辺、字円満寺、字竹屋、字職人、字丹波、字本、字平野屋、字魚屋、字東吉原、字西吉原、字新、字寺内、字宮津口、字松陰、字紺屋、字京口、字朝代、字引土新、字堀上、字大内、大内野町、女布北町、高野台、字七日市、京田新町、福来間屋町、昭和台、天台新町、清道新町、清美が丘及び上安東町の区域の全部並びに字北吸、字浜、字市場、字溝尻、字堂奥、字多門院、字森、字行永、字常、字木ノ下、字与保呂、字泉源寺、字田中、字小倉、字鹿原、字安岡、字吉坂、字大波上、字大波下、字朝来中、字白屋、字吉野、字登尾、字岡安、字河辺中、字西屋、字室牛、字河辺由里、字観音寺、字河辺原、字栃尾、字大山、字田井、字成生、字野原、字中田、字赤野、字平、字余部上、字余部下、字長浜、字和田、白浜台、字西、字引土、字上福井、字下福井、字喜多、字大君、字吉田、字青井、字白杉、字高野由里、字女布、字野村寺、字城屋、字京田、字十倉、字万願寺、字公文名、字伊佐津、字境谷、字今田、字堀、字池ノ内下、字布敷、字別所、字上根、字寺田、字白滝、字岸谷、字倉谷、字福来、字天台、字清道、字上安、字上安久、字下安久、字和江、字丸田、字八田、字三日市、字上東、字下東、字中山、字水間、字蒲江、字油江、字東神崎及び字西神崎の区域の一部
---

別表第2(第23条関係)

(平28条例33・全改)

舞鶴市水道事業給水条例

水道料金表

1 基本料金は、次のとおりとする。

用途	給水管の呼び径	基本料金(1月につき)
家事用		610円
事業用	25ミリメートル以下	1,350円
	40ミリメートル	2,260円
	50ミリメートル	4,140円
	75ミリメートル	6,220円
	100ミリメートル	8,710円
	150ミリメートル	17,460円
	200ミリメートル	28,620円
	250ミリメートル	39,610円
公衆浴場用		6,490円

2 従量料金は、次のとおりとする。

用途	使用水量(1月につき)	料金(1立方メートルにつき)
家事用	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分	80円
	10立方メートルを超える分	165円
事業用	10立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	180円
	1,000立方メートルを超え10,000立方メートル以下の分	175円
	10,000立方メートルを超え20,000立方メートル以下の分	165円
	20,000立方メートルを超え30,000立方メートル以下の分	155円
	30,000立方メートルを超え60,000立方メートル以下の分	145円
	60,000立方メートルを超える分	135円
公衆浴場用	100立方メートルを超える分	66円
臨時用		378円

備考

- 1 この表に定める用途の適用基準は、次のとおりとする。
  - (1) 家事用 一般家庭における日常の生活に使用するもの
  - (2) 公衆浴場用 普通公衆浴場に使用するもの
  - (3) 臨時用 工事の施工その他臨時に使用するもの及び私設消火栓を消防演習に使用するもの
  - (4) 事業用 第1号から第3号までの用途以外に使用するもの
- 2 前項の用途の運用については、別に管理者が定める。

舞鶴市水道事業給水条例

別表第3(第27条関係)

(平26条例13・全改)

加入金額表

給水管の呼び径	金額(1件につき)
20ミリメートル以下	42,000円
25ミリメートル	96,000円
40ミリメートル	320,000円
50ミリメートル	544,000円
75ミリメートル	1,488,000円
100ミリメートル	4,368,000円
150ミリメートル	12,064,000円
200ミリメートル	24,960,000円

備考 給水管の呼び径が250ミリメートル以上のものについては、流量比等を勘案して管理者が別に定める。

別表第4(第29条関係)

(平26条例13・一部改正)

手数料金表

種類	金額(1件につき)		
	給水管の呼び径	新設工事	その他の工事
1 設計審査手数料 第7条第2項に規定する設計審査(材料確認を含む。)	20ミリメートル以下	300円	150円
	25ミリメートル、40ミリメートル及び50ミリメートル	600円	300円
	75ミリメートル以上	1,800円	900円
2 しゅん工検査手数料 第7条第2項に規定する工事検査	20ミリメートル以下	500円	250円
	25ミリメートル、40ミリメートル及び50ミリメートル	900円	450円
	75ミリメートル以上	1,800円	900円
3 指定給水装置工事事業者指定手数料 第7条第1項に規定する事業者の指定申請		10,000円	
4 証明手数料		200円	





## 8.2 舞鶴市水道事業給水条例施行規程



# 舞鶴市水道事業給水条例施行規程

## ○舞鶴市水道事業給水条例施行規程

平成10年4月1日

水道部規程第1号

改正 平成15年1月24日水道部規程第1号

平成15年9月1日水道部規程第5号

平成20年4月1日水道部規程第4号

平成25年3月29日水道部規程第1号

平成25年9月30日水道部規程第2号

平成26年3月28日水道部規程第2号

平成27年3月30日水道部規程第24号

平成28年4月1日上下水道部規程第26号

舞鶴市水道事業給水条例施行規程(昭和35年水道部規程第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、舞鶴市水道事業給水条例(平成10年条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給水契約の申込み)

第2条 条例第13条の規定により水道を使用しようとする者は、給水申込書(様式第1号)により申し込むものとする。

第3条 削除

(平26水道部規程2)

(メーターの管理)

第4条 水道の利用者又は管理人若しくは所有者(以下「水道利用者等」という。)は、水道メーター(以下「メーター」という。)の設置場所に点検及び取替えの支障になるような工作物等を設け、又は物件を置いてはならない。

(メーターの位置変更)

第5条 水道利用者等は、メーターの位置を変更しようとするときは、事前に水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に届け出なければならない。

2 管理者は、家屋の改築その他によりメーターの点検及び取替えに支障があるとき、メーターの位置を変更することができる。

3 前2項の変更に必要な費用は、水道の利用者又は所有者の負担とする。

(平27水道部規程24・一部改正)

(水道使用中止、変更等の届出)

第6条 次の表の左欄に掲げる届出書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

条例第18条第1項第1号に規定する水道の使用をやめるときの届出書	様式第3号
条例第18条第1項第2号の用途を変更するときの届出書	様式第4号
条例第18条第1項第3号の消防演習に私設消火栓を使用するとき又は同条第2項第3号の消防用として水道を使用したときの届出書	様式第5号
条例第18条第2項第1号の水道の使用者の氏名若しくは住所に変更があったとき又は同項第2号の所有者に変更があったときの届出書	様式第6号

(平26水道部規程2・一部改正)

(水道使用中止の届出がない場合の料金)

第7条 条例第18条第1項第1号の規定による水道使用中止の届出がないときは、水を使用しない場合でも規定の水道料金(以下「料金」という。)を徴収する。

(料金の納付)

第8条 条例第22条第1項に規定する毎月又は隔月に納付する料金は、次のとおりとする。

- (1) 条例第24条第1号の規定により毎月検針するもので、当該検針の日の属する月の翌月に前月分の料金
- (2) 条例第24条第2号の規定により隔月検針するもので、当該検針の日の属する月の翌月に前2月分の料金

(メーターの検針)

第9条 条例第24条第1号及び第2号の規定によるメーターの検針は、次のとおりとする。

- (1) 毎月の定例日に検針を行うもの メーターの口径が100ミリメートル以上のもの
- (2) 隔月の定例日に検針を行うもの メーターの口径が75ミリメートル以下のもの

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、使用水量に応じて毎月検針扱い又は隔月検針扱いを変更することができる。

(使用水量の認定)

第10条 条例第26条第1項に規定する使用水量の認定は、前回の使用水量、前年同期の使用水量、業態等の事実を考慮して管理者が認定する。

(資料の請求)

第11条 用途の適用、水量の認定等について管理者が必要と認めるときは、水道使用者等に資料の提出を求めることができる。

(工事負担金)

第12条 条例第28条第1項に規定する管理者が指定する行為に関する申込みは、次の

各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条及び舞鶴市開発行為に関する要綱(平成19年告示第164号)第6条の規定による協議の申込み
  - (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第17条において準用する同法第7条の規定による土地区画整理事業の施行認可の申込み
  - (3) 前2号に規定するもののほか配水施設の新設、増設及び布設替を必要とする者からの給水の申込み
  - (4) 道路占用者(道路管理者から道路占用許可を受けた者をいう。)からの水道施設の移設の申込み
- 2 前項各号に掲げる申込みをする者は、水道施設給水申請書(様式第7号)又は水道施設移設申請書(様式第8号)(以下「給水・移設申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。申請後変更する場合も、また同様とする。
- 3 管理者は、給水・移設申請書の提出があったときは、その内容を審査し、事業運営に支障がないと認めるときは、当該申込みをした者に対して水道施設給水(移設)承認書(様式第9号)を交付するものとする。
- 4 第2項により申込みをした者は、管理者が別に定める設計費及び負担金を指定する期日までに納付しなければならない。納付がなかった場合は、申込みはなかったものとみなす。
- 5 第1項各号に規定する申込みにより新設、増設及び布設替した配水施設は、市の所有とする。
- 6 条例第28条第2項の規定による工事負担金は、当該施設の設置に要した費用に基づき、管理者が決定する。
- (平20水道部規程4・平26水道部規程2・一部改正)

(料金、手数料等の減免等)

第13条 条例第31条の規定により料金、手数料その他の費用(条例第28条第1項に規定する配水施設工事の負担金は含まない。)について減免し、又は徴収猶予する場合は、次の各号のうち管理者が認めたものとする。

- (1) 地下等における漏水(不可抗力による場合に限る。)があった場合で、管理者が必要と認めたとき
  - (2) 災害又はこれに類する理由により料金の納付が困難であると管理者が認めた場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか特別の事由があると管理者が認めた場合
- 2 前項の規定により減免を受けようとする者は水道料金等減免申請書(様式第10号)により、徴収の猶予を受けようとする者は水道料金等徴収猶予申請書(様式第11号)により、それぞれ必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

## 舞鶴市水道事業給水条例施行規程

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免又は徴収猶予の可否を決定し、水道料金等減免決定(却下)通知書(様式第12号)又は水道料金等徴収猶予決定(却下)通知書(様式第13号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、管理者が特別の理由があると認めるときは、同項の規定による申請がない場合であっても、減免し、又は徴収猶予することができる。

(平20水道部規程4・平25水道部規程2・一部改正)

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第14条 条例第37条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する厚生労働省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(平15水道部規程1・追加、平15水道部規程5・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、改正前の舞鶴市水道事業給水条例施行規程の規定によってした申込み、手続その他の行為は、改正後の舞鶴市水道事業給水条例施行規程の相当規定によってしたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、この規程の施行に伴う必要な経過措置は、別に定める。

附 則(平成15年1月24日水道部規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

## 舞鶴市水道事業給水条例施行規程

附 則(平成15年9月1日水道部規程第5号)  
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日水道部規程第4号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日水道部規程第1号)  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日水道部規程第2号)  
この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日水道部規程第2号)  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日水道部規程第24号)  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日上下水道部規程第26号)  
この規程は、公布の日から施行する。

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第1号(第2条関係)

給 水 申 込 書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

使用者(所有者)

住 所：舞鶴市 番地  
( ) 号)

フリガナ

氏 名： (印)

連絡先電話番号 ( )

舞鶴市水道事業給水条例第13条の規定により給水を申し込みます。

※ 太枠の中を「」記入ください

地区コード							
整理番号							<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 再開
給水装置設置場所	<input type="checkbox"/> 同上	舞鶴市 ( ) 番地号)					
開始年月日	年 月 日						
用途	<input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 浴場用 <input type="checkbox"/> その他( )						
納付方法	<input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 直納 <input type="checkbox"/> その他( )						
前使用者							
摘要							
受付	台帳整理	マスター	検針日	口径	メーター番号	指針	検満年月
			偶・奇・毎 ( ) 日)				年 月
止水栓		払出	開栓日	開栓者(業者名)			
甲・直・ボ		有無	月 日				



舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第3号(第6条関係)

給 水 中 止 届

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

使用者(所有者)

住所：舞鶴市

番地

( ) 号)

フリガナ

氏 名：

㊞

連絡先電話番号

( )

舞鶴市水道事業給水条例第18条第1項第1号の規定により届け出ます。

※ 太枠の中をご記入ください

地 区 コ ー ド							
整 理 番 号							
給水装置設置場所	<input type="checkbox"/> 同上		舞鶴市				番地
			( )				号)
中 止 年 月 日			年 月 日				
用 途	<input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 浴場用 <input type="checkbox"/> その他( )						
精 算 方 法	<input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 直納 <input type="checkbox"/> その他( )						
転居・転出先 (連絡先)							
摘 要							
受 付	台帳整理	マスター	口径	メーター番号	指 針	有効期限	検針日
						年 月	月 日
止水栓	撤 去	閉栓日	閉栓者(業者名)		水道測定	下水測定	納付書
甲・直・ボ	有 無	月 日					

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第4号(第6条関係)

給水装置の用途変更届

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

使用者(所有者)

住 所: 舞鶴市 番地 ( 号)

フリガナ

氏 名: 印

連絡先電話番号 ( ) -

※ 太枠の中をご記入ください

地区コード	
整理番号	
給水装置設置場所	舞鶴市 番地 ( 号)
用 途	変 更 前
	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	
摘 要	
調 査 ・ 意 見	
決 定	可 否
	年 月分から

マスター	台帳整理	受 付

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第5号(第6条関係)

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

使用責任者

住所

氏名

印

消火栓の設置場所	舞鶴市 番地 (自治会名 )			
使用年月日	年 月 日 時 分から 時 分			
使用目的	<input type="checkbox"/> 演習 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他			
区分	<input type="checkbox"/> 公設 <input type="checkbox"/> 私設			
(器具No.) 使用水量	( ) m <sup>3</sup>	( ) m <sup>3</sup>	( ) m <sup>3</sup>	計 m <sup>3</sup>
立会った職員				
	台帳整理	受付		

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第6号(第6条関係)

給水装置使用者・所有者変更届

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

使用者(所有者)

住所：舞鶴市 番地  
( 号)

フリガナ

氏 名： ⑩

連絡先電話番号 ( )

舞鶴市水道事業給水条例第18条第2項の規定により届け出ます。

地区コード		
整理番号		<input type="checkbox"/> 使用者変更 <input type="checkbox"/> 所有者変更
※ 太枠の中をご記入ください	給水装置(排水設備)設置場所	<input type="checkbox"/> 同上 舞鶴市 番地 ( 号)
	変更前の使用者(所有者)	住所：舞鶴市 番地 氏名：
	変更年月日	年 月 日
	変更理由	
	摘要	
受付	台帳整理	マスター

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第7号(第12条関係)

水道施設給水申請書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

住所  
申請者 氏名 印

舞鶴市水道事業給水条例第28条第1項の規定により水道施設の給水を申請します。

1 設置目的	
2 設置場所	舞鶴市
3 区域総面積	m <sup>2</sup>
4 需要地面積及び区画数	m <sup>2</sup> 区画
5 給水件数及び人口	件 人
6 給水開始希望時期	年 月 日
7 その他	① 付近見取図(1/1000~1/5000) ② 計画区域平面図(1/250~1/500) ③ 需要水量計算書 ④ 関連工事の工程表 ⑤ 開発行為等に係る場合は、その許可証(申請書)の写し
<p>注① この申請書は水道工事着工前6カ月前までに提出し、事前協議が完了し受理されること</p> <p>② 設置目的欄は、開発、区画整理、工場、アパート等目的を記載</p> <p>③ 需要地面積は、有効利用可能面積</p> <p>④ 給水件数は、契約予定件数であって、集合住宅の場合は入居世帯数を記載すること</p>	

# 舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第8号(第12条関係)

## 水道施設移設申請書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

申請者 住 所  
氏 名 印

舞鶴市水道事業給水条例第28条第1項の規定により下記の水道施設が支障になりますので移設を申請します。

1 事業名(又は目的)	
2 支障水道施設 (1) 場 所 (2) 管 路 (3) 附 属 物	管種 呼び径 延長
3 移設(補強)希望時期	
4 添付書類 (1) 計 画 書 (2) そ の 他	

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第9号(第12条関係)

舞鶴市上下水道部指令第 号

年 月 日付第 号で申請のあった水道施設の給水(移設)について

は、(次の条件を付けて)承認する。

年 月 日

様

舞鶴市水道事業 舞鶴市長 印

1 申請者負担工事費用

2 その他

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第10号(第13条関係)

水道料金等減免申請書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

申請者

住 所：舞鶴市 番地 ( 号)

フリガナ

氏 名： ㊟

電話番号：( ) ー

※	地区整理番号		
太枠の中に御記入ください。	給水装置設置場所	舞鶴市	
	対象額	水道料金 (対象期間： 年 月分から 月分まで)	円
		その他( )	円
		合計	円
	申請理由		

- 1 漏水を理由とする申請にあつては、舞鶴市指定給水装置工事事業者が作成する「漏水修理報告書」を添付すること。
- 2 漏水以外の理由による申請にあつては、その事実を証する書類を添付すること。

調査日	年 月 日			
調査時の立会者				
審査・意見及び算定基準				
決定(可・否)	水用途(水道料金)	当初	減免	減免後
		水量 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	料金	円	円	円
	その他( )			

部長	課長	係長	係員	調定更正	増減簿	審査	受付



舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第11号(第13条関係)

水道料金等徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) 舞鶴市水道事業 舞鶴市長

申請者

住 所：舞鶴市 番地  
( 号)

フリガナ

氏 名： ㊟

電話番号：( ) ー

※ 太枠の中に御記入ください。

地区整理番号					
給水装置設置場所		舞鶴市			
対象額	水道料金	円 (対象期間： 年 月分から 月分まで)			
	その他( )	円			
	合計	円			
申請理由					
納 付 計 画					
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
納付方法					

- 1 漏水を理由とする申請にあつては、舞鶴市指定給水装置工事事業者が作成する「漏水修理報告書」を添付すること。
- 2 漏水以外の理由による申請にあつては、その事実を証する書類を添付すること。

審査・意見	
-------	--

部長	課長	係長	係員	審査	受付

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第12号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

舞鶴市水道事業 舞鶴市長



水道料金等減免決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった減免申請について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

地区整理番号：  
給水装置設置場所：

決 定

	水 道 料 金 (対象期間： 年 月分から 月分まで)		その他( ) 円
	水 量	m <sup>3</sup>	
当 初	水 量	m <sup>3</sup>	円
	料 金	円	
減 免	水 量	m <sup>3</sup>	円
	料 金	円	
減 免 後	水 量	m <sup>3</sup>	円
	料 金	円	

却 下

理由

舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第13号(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

舞鶴市水道事業 舞鶴市長



水道料金等徴収猶予決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった徴収猶予申請について、下記のとおり決定(却下)したので通知します。

記

地区整理番号：  
給水装置設置場所：

決 定

対象額	水道料金	(対象期間： 年 月分から 月分まで) 円			
	その他( )	円			
	合計	円			
納 付 計 画					
年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
納 付 方 法					

却 下

理由

## 舞鶴市水道事業給水条例施行規程

様式第1号(第2条関係)

(平25水道部規程1・全改、平27水道部規程24・一部改正)

様式第2号 削除

(平26水道部規程2)

様式第3号(第6条関係)

(平25水道部規程1・全改、平27水道部規程24・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

(平25水道部規程1・平27水道部規程24・一部改正)

様式第5号(第6条関係)

(平25水道部規程1・平27水道部規程24・一部改正)

様式第6号(第6条関係)

(平25水道部規程1・全改、平27水道部規程24・一部改正)

様式第7号(第12条関係)

(平25水道部規程1・平27水道部規程24・一部改正)

様式第8号(第12条関係)

(平25水道部規程1・平27水道部規程24・一部改正)

様式第9号(第12条関係)

(平27水道部規程24・平28上下水道部規程26・一部改正)

様式第10号(第13条関係)

(平20水道部規程4・全改、平25水道部規程1・平27水道部規程24・一部改正)

様式第11号(第13条関係)

(平20水道部規程4・全改、平25水道部規程1・平27水道部規程24・一部改正)

様式第12号(第13条関係)

(平20水道部規程4・追加、平27水道部規程24・一部改正)

様式第13号(第13条関係)

(平20水道部規程4・追加、平27水道部規程24・一部改正)

### 8.3 加入金徴収の取扱基準



## 加入金徴収の取扱基準

平成26年9月1日

水道部内規第6号

改正 平成27年3月30日水道部内規第15号

加入金徴収の取扱基準の一部を改正する基準(昭和56年水道部内規第2号)の全部を次のように改正する。

### 1 加入金の徴収対象と加入金額

加入金は、メーター（私設メーターを除く）ごとに、メーター口径にかかわらず給水引込口径に応じて、舞鶴市水道事業給水条例で定める金額を徴収する。

### 2 加入金の減免対象

(1) 水道事業の遂行上、舞鶴市水道事業の管理者の権限を行う市長の責任において専用装置を新設、又は増径する場合には、加入金は徴収しない。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者については、これを減免することができる。

（平27水道部内規15・一部改正）

### 3 改造の取扱い

(1) 給水管引込口径を増径する場合、増径後の口径に応じた加入金の額から、増径前の口径に応じた加入金の額を控除した額を徴収する。

(2) 給水管の口径を減径する場合、加入金の差額は還付しない。

(3) 複数の給水引込を統合する場合、統合後の給水管口径に応じた加入金の額から、統合前の給水管口径に応じた加入金の合計額を控除した額を徴収する。

(4) 給水施設を廃止する場合には、加入金は還付しない。

(5) 既存引込口径13mmについては、既に20mmと同等の権利を有するものとみなす。

### 4 その他

加入金徴収の取扱いについては、別紙の具体例による。

#### 附 則

この基準は、平成26年9月1日から施行する。

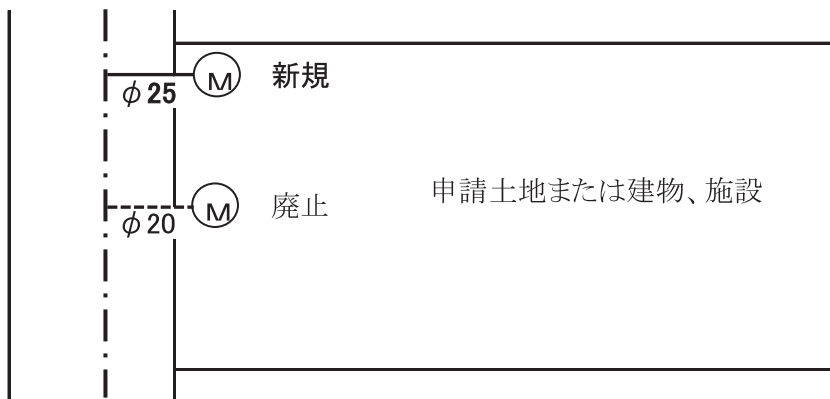
#### 附 則(平成27年3月30日水道部内規第15号)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

## 加入金徴収の具体例

### 1 増径改造

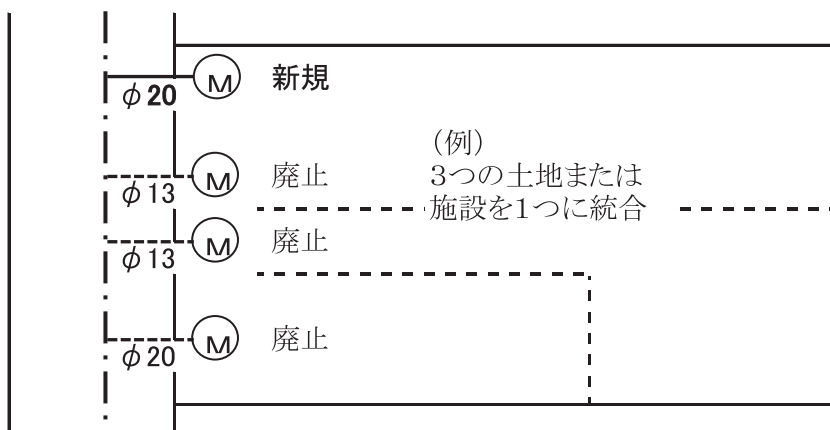
既存のφ20引込を廃止し、φ25に増径する場合  
 加入金(新規φ25－既存φ20)を徴収



### 2 給水装置の統合

既存のφ13引込、φ20引込を廃止し、新規にφ20を引き直す場合  
 加入金(新規φ20－(既存φ13×2+φ20))、この例では差額徴収なし

※ 既存のφ13はφ20と同等の権利を有するものとみなすため、加入金差額の計算ではφ20相当とする。



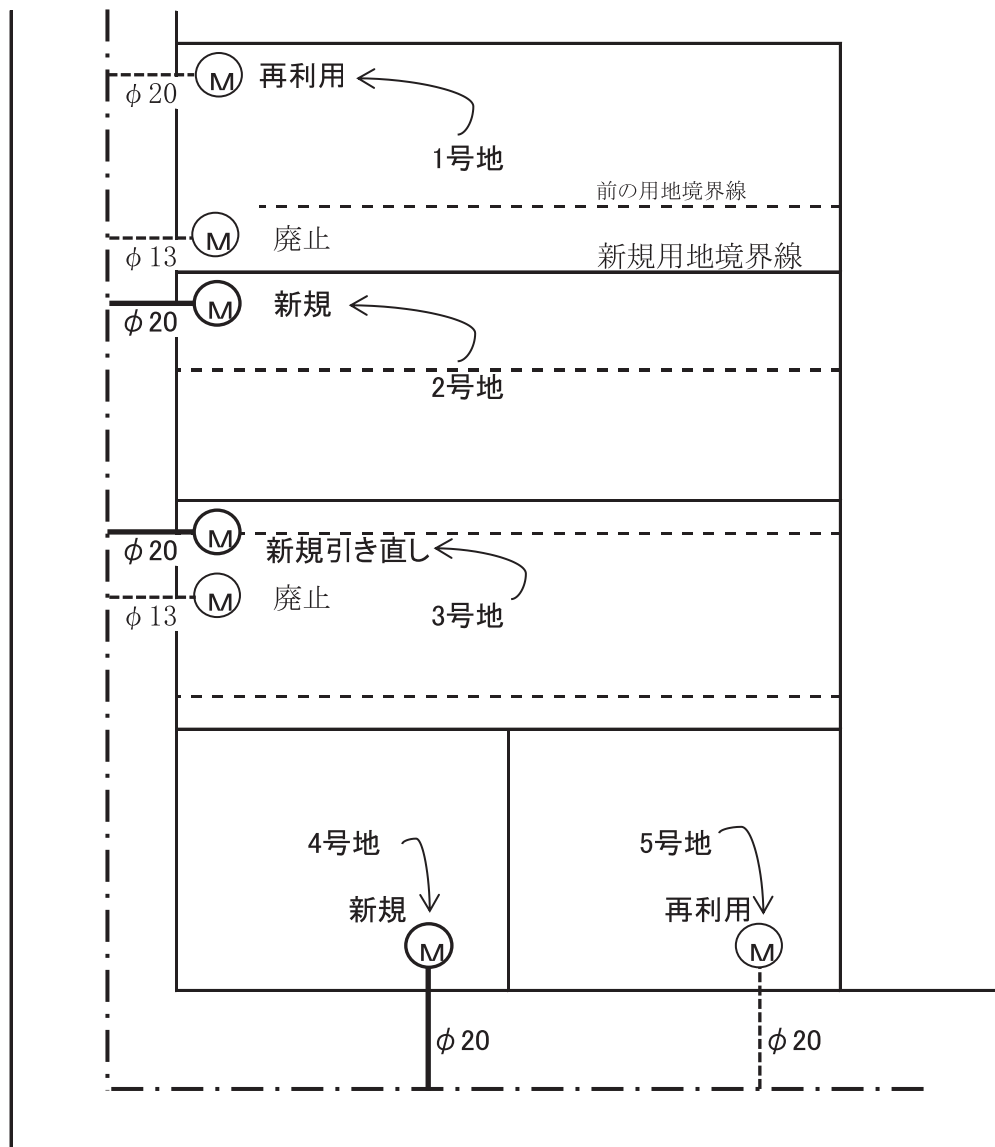
※ 新規φ20引き直しをせず既存φ20を使用する場合は既存φ13×2箇所の廃止処理のみをする。加入金は不要。



### 3 土地の整理再編

一定の土地区画を整理再編し、新規区画に沿って給水引込を再配置する場合

(例) 旧5区画(4引込)を新5区画(5引込)に再編



加入金の徴収(差額計算)は、土地整理の方法、タイミングによって下表のとおり変わってくるため、申請者は有利な方法を選択することができる。

#### 加入金差額計算方法

##### ①用地別に差し引きする方法

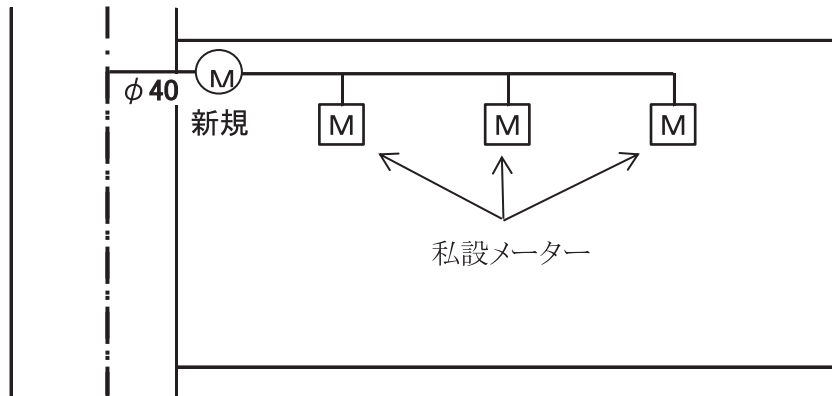
1号地	加入金不要
2号地	加入金φ20徴収
3号地	加入金不要
4号地	加入金φ20徴収
5号地	加入金不要
全体ではφ20×2件分徴収	

##### ②用地全体で差し引きする方法

再編前φ20相当×4件
再編後φ20×5件
差し引きφ20×1件分徴収

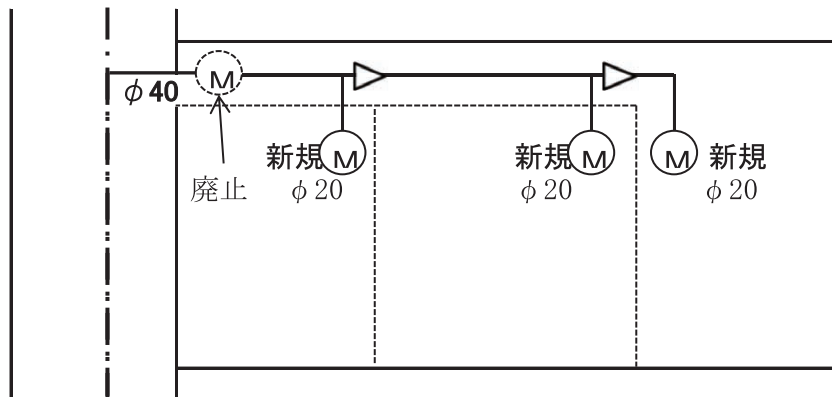
#### 4 親メーター方式

加入金  $\phi 40$  を徴収する



#### 5 個別メーターへの変更

親メーター方式から個別メーター(連合給水)に変更する場合  
加入金(新規  $\phi 20 \times 3$  - 既存  $\phi 40$ )、この例では差額徴収なし



※ 給水装置工事完了後に新たな給水引込(連合)を追加する場合は、新規扱いとなり加入金を徴収する。

※加入金は、給水引込(分岐)の権利として発生するものであるため、メーター設置の有無にかかわらず、開発地造成などでキャップ止めとする場合にも徴収する。

#### 8.4 舞鶴市水道事業管理者の権限を行う市長 が費用負担する給水装置工事に関する要綱



舞鶴市水道事業の管理者の権限を行う市長が費用負担する給水装置工事に関する要綱

平成24年8月31日

水道部内規第10号

改正 平成27年3月30日水道部内規第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市水道事業給水条例（以下「条例」という。）第6条ただし書き及び条例第20条第2項ただし書きの規定により、給水装置工事に要する費用を舞鶴市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が負担する場合について定めるものとする。

（平27水道部内規13・一部改正）

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道等 国道、府道、市道、舞鶴市私道舗装工事補助金交付要綱（昭和53年告示第26号）第3条第1号及び同条第3号に該当する私道、法定外公共物及びこれに準ずる道並びに河川区域
- (2) 水道メーター等 水道メーター、メーターボックス及びこれに付随して止水、流量調整、逆流防止、減圧の用途に使用される器具
- (3) 連合給水管 複数の住宅等に給水するために口径が40ミリメートル以上となっている給水管

（管理者が費用を負担する給水装置工事）

第3条 管理者が費用を負担する給水装置工事は、次のとおりとする。

- (1) 公道等の管理者から移設又は改善を命じられた工事
- (2) 公道等にある給水装置の漏水を修繕する工事
- (3) 官民境界から水道メーターまでの私有地にある口径25ミリ以下の給水管又は連合給水管の漏水を修繕する工事

- (4) 公道等にある水道メーター等を私有地に移設する工事
  - (5) 第1号から第3号に掲げる工事に併せて行う給水装置の切り離し工事
  - (6) 第3号に併せて行う官民境界から私有地側に1.5メートル以上離れている水道メーター等を1.5メートル以内に移設する工事
  - (7) 甲型止水栓の撤去工事
  - (8) 口径25ミリメートル以下の止水栓及び減圧弁の取り替え工事
  - (9) 公道等にある鉛管の取り替え工事
- 2 前項第2号に掲げる工事において布設替を伴う場合、材料費及び配管労務費は、水道使用者等の負担とする。ただし、連合給水管を廃し、代わりに配水管を布設する場合については、この限りでない。

(原因者負担)

第4条 修繕を要するに至った原因者が明らかな場合、本要綱は適用しない。

(工事申請の手続き)

第5条 第3条第1項各号の規定により管理者が給水装置工事を施工する場合は、水道使用者等から給水装置修繕等依頼書(様式第1号)の提出を受けるものとする。ただし、第3条第1項第1号、第2号、第7号及び第8号に該当する工事において水道使用者等の了解があるときは、この限りでない。

- 2 第3条第2項ただし書きの場合にあっては、管理者は、連合給水管を所有している水道使用者等から連合給水管布設替依頼書(様式第2号)の提出を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(公道内に布設の給水装置管理基準の廃止)

- 2 公道内に布設の給水装置管理基準(昭和53年水道部内規)は廃止する。

附 則(平成27年3月30日水道部内規第13号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

給水装置修繕等依頼書

（宛先）舞鶴市水道事業 舞鶴市長

住所

氏名

㊟

地区整理番号

私所有の給水装置にかかる下記の事項につきましては、舞鶴市水道部で施工  
くださいますようお願いいたします。

記

- （1） 公道等の管理者から移設又は改善を命じられた工事
- （2） 公道等にある給水装置の漏水を修繕する工事
- （3） 官民境界から水道メーターまでの私有地にある口径25ミリ以下の給水管又は連合給水管の漏水を修繕する工事
- （4） 公道等にある水道メーター等を私有地に移設する工事
- （5） （1）から（3）に掲げる工事に併せて行う給水装置の切り離し工事
- （6） （3）に併せて行う官民境界から私有地側に1.5メートル以上離れている水道メーター等を1.5メートル以内に移設する工事
- （7） 甲型止水栓の撤去工事
- （8） 口径25ミリ以下の止水栓及び減圧弁の取り替え工事
- （9） 公道等にある鉛管の取り替え工事

※該当する項目の欄に✓を入れてください。

上記の修繕等にあたり、私有地内の石積み、植栽、塀、その他構造物の取壊し及び復旧が必要な場合においては、当方で負担します。

連合給水管布設替依頼書

（宛先）舞鶴市水道事業 舞鶴市長

私所有の連合給水管の廃止及びこれに代わる配水管の布設につきましては、異議ありませんので、舞鶴市水道部で施工くださいますようお願いいたします。

記

連合給水管の所在 舞鶴市 地先

氏名又は名称	住所又は所在地	印



